**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県森の工場活性化対策事業実施要領第１～第４　（略）（森の工場事業実施計画の作成・承認）第５　計画の作成・承認は、次により行うものとする。（１）事業主体は、地域における森林資源の状況、森林所有者の森林経営に関する意向、木材の需給状況等を把握したうえで、第１号様式による森の工場事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）及び第７号様式による森の工場年度別事業実施計画書を作成する。（２）事業主体は作成した実施計画書及び森の工場年度別事業実施計画書を第２号様式により知事に正副３部提出するものとする。（３）知事は、事業主体から提出された実施計画書について、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、第３号様式により関係市町村の意見を聴いたうえで、適当と認められるときは第４号様式により承認するものとする。　ア　形態と規模森の工場は、次の目的をすべて達成できる形態で、原則、５戸以上の森林所有者と施業の合意形成を図り、承認を受けたい全面積のうち生産事業を実施する面積（以下「施業面積」という。）が20ヘクタール以上であること。ただし、地方公共団体及び森林整備法人については、１戸以上でも可とするが、隣接する森林所有者との合意形成を進め、集約化の推進に努めるものとする。（ア）木材の安定供給（イ）生産性の向上（ウ）安定的な雇用　イ～ウ　（略）　エ　計画内容（ア）～（エ）（略）（オ）計画期間は５年を基本とする。ただし、実施計画書作成時点において当該箇所で樹立されている森林経営計画の残期間が３年以上５年未満である場合には、森の工場の計画期間を森林経営計画の残期間と同じ年数とすることができる。（４）第５の（３）の規定により実施計画書の承認を得た後、その内容に第６から第７の事項に該当する変更がない場合は、次年度以降、実施計画書の提出を要さないものとする。　　　ただし、平成29年度に限り、事業を実施する全ての森の工場において実施計画書の提出を要する。（実施計画の変更・承認）第６　実施計画の変更は、次により行うものとする。（１）事業主体は、諸事情による計画の変更（森の工場の追加、分割、統合、事業の中止及び廃止並びに | 高知県森の工場活性化対策事業実施要領第１～第４　（略）（森の工場事業実施計画の作成・承認）第５　計画の作成・承認は、次により行うものとする。（１）事業主体は、地域における森林資源の状況、森林所有者の森林経営に関する意向、木材の需給状況等を把握したうえで、第１号様式による森の工場事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成する。（２）事業主体は、作成した実施計画書を第２号様式により知事に正副３部提出するものとする。（３）知事は、事業主体から提出された実施計画書について、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、第３号様式により関係市町村の意見を聴いたうえで、適当と認められるときは第４号様式により承認するものとする。　ア　形態と規模森の工場は、次の目的をすべて達成できる形態で、原則、５戸以上の森林所有者と施業の合意形成を図り、承認を受けたい全面積のうち施業を実施する面積（以下「施業面積」という。）が20ヘクタール以上であること。ただし、地方公共団体及び森林整備法人については、１戸以上でも可とするが、隣接する森林所有者との合意形成を進め、集約化の推進に努めるものとする。（ア）木材の安定供給（イ）生産性の向上（ウ）安定的な雇用　イ～ウ　（略）　　　エ　計画内容（ア）～（エ）（略）（オ）計画期間は５年を基本とする。（４）第５の（３）の規定により実施計画書の承認を得た後、その内容に第６から第７の事項に該当する変更がない場合は、次年度以降、実施計画書の提出を要さないものとする。ただし、平成26年度に限り、事業を実施する全ての森の工場において実施計画書の提出を要する。（実施計画の変更・承認）第６　実施計画の変更は、次により行うものとする。（１）事業主体は、諸事情により計画を変更（森の工場の追加、事業の中止及び廃止並びに計画期間の変 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 計画期間の変更）、承認された森の工場の区域面積（以下、「承認面積」という。）及び森の工場の区域内において第５の（３）のウの規定により森林所有者の合意を得た面積（以下、「合意面積」という。）の増減、又は高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第３条第２項ただし書きに定める「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間の延長を伴う変更が生じたときは、第１号様式による事業実施変更計画書及び第７号様式による森の工場年度別実施計画及び実績報告書を作成し、第５号様式により知事に速やかに正副３部提出するものとする。（２）知事は、前項による変更の承認申請を受けた場合、第５の（３）に準じて、第６号様式により変更を承認するものとする。ただし、承認面積に変動がない場合は、第３号様式による関係市町村の意見を省略できるものとする。（３）森の工場の分割は、500ha以上の団地に限り行うことができ、かつ分割後の団地がそれぞれ100ha以上になるように行うものとする。（「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間の延期及び延長）第７　要綱第３条第２項に規定する「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間（以下、「事業実施期間」という。）の延期及び延長は次により行うものとする。 （１）　（略）（２）前項による事業実施計画を変更したときの事業実施期間の取扱については、別の定めによる。（３）要綱第３条第２項ただし書きに定めるトラックが走行可能な路線とは次に掲げる要件を全て満たすものとする。ア　新たに、林道、林業専用道、林業専用道（規格相当）、並びに高知県林業専用道作設指針に適合する作業道（以下、「林道等」という）が森の工場内に整備される計画であること。イ　森の工場全域の施業実施予定森林（将来計画を含む）に対応した適切な路網配置計画となっていること。ウ　森の工場に隣接する森林（奥地を含む）の施業にも配慮した路網配置になっていること。エ　適用する作業システムに応じた適切な路網配置になっていること。オ　新たに整備する林道等の開設を誰が担うのか、明確になっていること。カ　林道等（既存の路線のうちアで規定された林道等及び公道を含む）の路網密度が10ｍ/ha以上であること。（４）前項のアに規定する高知県林業専用道作設指針に適合する作業道に該当する場合には、路線の規格（全幅員、拡幅量、最小曲線半径、縦断勾配等）を明示する資料を別に添付するものとする。第８～９　（略）（年度別計画及び実績報告書の提出）第10（１）事業主体は、実施計画の承認を受けた次年度以降毎年の５月31日までに、第７号様式による森の | 更）または、承認された森の工場の区域面積（以下「森林面積」という。）及び森の工場の区域内において第５の（３）のウの規定により森林所有者の合意を得た面積（以下「合意面積」という。）に増減が生じたときは、第１号様式による事業実施変更計画書を作成し、第５号様式により知事に速やかに正副３部提出するものとする。（２）知事は、前項による変更の承認申請を受けた場合、第５の（３）に準じて、第６号様式により変更を承認するものとする。ただし、森林面積に変動がない場合は、第３号様式による関係市町村の意見を省略できるものとする。（「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間の延期）第７　要綱第３条第２項並びに第３項に規定する「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間（以下、「事業実施期間」という。）の延期は次により行うものとする。（１）　（略）（２）前項による事業実施計画を変更した時の事業実施期間の取扱については、別の定めによる。第８～９　（略）（年度別計画及び実績報告書の提出）第10（１）事業主体は、実施計画の承認を受けた次年度以降毎年の４月30日までに、第７号様式による森の |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 工場年度別事業実施計画及び実績報告書を作成し、第８号様式により知事に正副２部提出するものとする。（２）計画期間が満了となった森の工場については、計画期間を終了した翌年度の５月31日までに、第７号様式による森の工場年度別事業実施計画及び実績報告書に前年度の実績を記載し、第９号様式により知事に正副２部提出するものとする。ただし、事業実施主体が、複数の森の工場を設定し、その内の一部の森の工場の計画期間が満了する場合にあっては、前号によるものとする。（３）～第13　（略）附則（適用年度）　　この要領は、平成21年４月28日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成23年４月28日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成24年４月27日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成25年４月24日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成26年４月14日から適用する。（過年度承認計画の取扱い）　　平成26年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。（森の工場の構成員数）第５の（３）のアに規定する構成森林所有者数の要件は、新たに認定される森の工場より適用する。（実施計画書提出期限の取扱い）　　この要領第５の（４）ただし書きにより提出された実施計画書は、旧要領第７に規定する提出期限内に提出されたものとみなす。 | 工場年度別事業実施計画及び実績報告書を作成し、第８号様式により知事に正副２部提出するものとする。（２）計画期間が満了となった森の工場については、計画期間を終了した翌年度の４月30日までに、第７号様式による森の工場年度別事業実施計画及び実績報告書に前年度の実績を記載し、第９号様式により知事に正副２部提出するものとする。ただし、事業実施主体が、複数の森の工場を設定し、その内の一部の森の工場の計画期間が満了する場合にあっては、前号によるものとする。（３）～第13　（略）附則（適用年度）　　この要領は、平成21年４月28日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成23年４月28日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成24年４月27日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成25年４月24日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成26年４月14日から適用する。（過年度承認計画の取扱い）　　平成26年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。（森の工場の構成員数）第５の（３）のアに規定する構成森林所有者数の要件は、新たに認定される森の工場より適用する。（実施計画書提出期限の取扱い）　　この要領第５の（４）ただし書きにより提出された実施計画書は、旧要領第７に規定する提出期限内に提出されたものとみなす。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 附則（適用年度）　　この要領は、平成27年４月６日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成28年４月１８日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成28年６月２７日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成29年４月19日から適用する。（過年度承認計画の取扱い）　　平成29年度に事業を実施するために、旧要領で承認されたものは、この要領で承認されたものと見なす。（森の工場毎の規模）第５の（３）のアに規定する生産事業を実施する面積の要件は、新たに認定される森の工場より適用する。（年度別計画及び実績報告書の提出）　　第10に規定する年度別計画及び実績報告書について、平成29年度に旧要領の様式により提出されたものは、この要領で提出されたものと見なす。 | 附則（適用年度）　　この要領は、平成27年４月６日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成28年４月１８日から適用する。附則（適用年度）　　この要領は、平成28年６月２７日から適用する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表1採択要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 採択要件 |
| １林業就業者技術向上支援事業 |  |  |
| (1) 間伐材搬出支援事業 | 当年度に実施した７ないし１２齢級の人工林に係る搬出間伐 | ア　一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。イ　搬出間伐の実施にあたっては、林地残材となっている未利用資源の有効利用に務めること。ウ　補助対象となる一般用材及びチップ等端材の区分については、付表のとおりとする。エ　面積の確定については、造林事業等に準ずる。オ　森林施業プランナー及び森林作業道作設オペレーターの育成等、人材の育成に努めること。 |
| (2) 作業道整備事業 | 当年度に造林事業等の採択を受けて実施した作業道開設 |  |
|
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

付表　（略） | 別表1採択要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 採択要件 |
| １林業就業者技術向上支援事業 |  |  |
| (1) 間伐材搬出支援事業 | 当年度に実施した７ないし１２齢級の人工林に係る搬出間伐 | ア　一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。イ　搬出間伐の実施にあたっては、林地残材となっている未利用資源の有効利用に務めること。ウ　補助対象となる一般用材及びチップ等端材の区分については、付表のとおりとする。エ　面積の確定については、造林事業に準ずる。オ　森林施業プランナー及び森林作業道作設オペレーターの育成等、人材の育成に努めること。 |
| (2) 作業道整備事業 | 当年度に造林事業の採択を受けて実施した作業道開設 |  |
|
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

付表　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表２添付書類の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 添付書類 | 添付書類の内容 |
| １林業就業者技術向上支援事業 |  | 造林事業等で確認できるものについては、省略することができる。（搬出材積が確認できる資料を除く） |
|  | (1)間伐材搬出支援事業 | ○積算根拠資料 | ア　市場の仕切書等搬出材積が確認できるもの。イ　実施面積が確認できる実測図等。ウ　本数間伐率が確認できるもの。 |
| ○実施状況写真 | 間伐施業前後の全景及び林内状況が確認できるもの。 |
| ○施業地位置図 | 間伐施業区域が確認できる５千分の１程度の図面。 |
| (2)作業道整備事業 | ○積算根拠資料 | ア　延長、線形が確認できる測量成果等。イ　その他構造物の規格が確認できる図面等。 |
| ○実施状況写真 | ア　幅員等開設状況が確認できるもの。イ　その他構造物等の完成が確認できるもの。 |
| ○施工地位置図 | 延長、線形、構造物等の設置位置が確認できる５千分の１程度の図面。 |

 | 別表２添付書類の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 添付書類 | 添付書類の内容 |
| １林業就業者技術向上支援事業 |  | 造林事業で確認できるものについては、省略することができる。（搬出材積が確認できる資料を除く） |
|  | (1)間伐材搬出支援事業 | ○積算根拠資料 | ア　市場の仕切書等搬出材積が確認できるもの。イ　実施面積が確認できる実測図等。ウ　本数間伐率が確認できるもの。 |
| ○実施状況写真 | 間伐施業前後の全景及び林内状況が確認できるもの。 |
| ○施業地位置図 | 間伐施業区域が確認できる５千分の１程度の図面。 |
| (2)作業道整備事業 | ○積算根拠資料 | ア　延長、線形が確認できる測量成果等。イ　その他構造物の規格が確認できる図面等。 |
| ○実施状況写真 | ア　幅員等開設状況が確認できるもの。イ　その他構造物等の完成が確認できるもの。 |
| ○施工地位置図 | 延長、線形、構造物等の設置位置が確認できる５千分の１程度の図面。 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| １　事業主体に関する事項　　　事業体の概要（略）[削除] | １　事業主体に関する事項（１）事業体の概要　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| [削除][削除] |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| [削除] |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| [削除] |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| [削除]参考資料　（略）第２号様式～第４号様式　（略） | 参考資料　（略）第２号様式～第４号様式　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 第５号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日高知県知事　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　林業事業体名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　印　　森の工場事業実施計画変更承認申請書　高知県森の工場活性化対策事業実施要領第６の（１）に基づき、森の工場事業計画書の変更を承認されたく、下記のとおり申請します。　記　１　変更理由　２　森の工場事業実施変更計画書　別紙第１号様式のとおり３　森林経営委託契約書等（合意面積に変更がある場合）第6号様式　（略） | 第５号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日高知県知事　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　林業事業体名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　印　　森の工場事業実施計画変更承認申請書　高知県森の工場活性化対策事業実施要領第６の（１）に基づき、森の工場事業計画書の変更を承認されたく、下記のとおり申請します。　記　１　変更理由　２　森の工場事業実施変更計画書　別紙第１号様式のとおり第6号様式　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 第8号様式～第9号様式　（略） | 第8号様式～第9号様式　（略） |